

(2) 景観形成基準

長野市の豊かな自然と歴史文化、都市的な景観が調和した環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、地域区分と行為の種別毎に「景観形成基準」を定めます。

「3 届出を要する大規模な行為」に含まれない建築行為等については、届出の必要はありませんが、当該建築行為等を行う際に景観形成基準を参考にしてください。

| 行為の種別・事項 | | 市街地 | | | | 郊外地 | 山地 |
|--|--|--|---|-----|---|--|---|
| | | 商業・業務地 | 沿道等複合市街地 | 工業地 | 住宅地 | | |
| 建築物・ 工作物共通 | 形態 | 地域のもつ特性をふまえ、周辺の街並み又は山並みの景観に調和した規模及び意匠とすること。 | | | | | |
| | | 高層又は長大な壁面となる場合には、特に建築物等の上部及び正面のデザイン等の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するような意匠・形態とするよう努めること。 | | | | | |
| | 材料 | 周辺の景観となじみ、かつ長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた材料を用いるよう努めること。 | | | | | |
| | | 地域の景観を特徴づける素材の活用に努めること。 | | | | | |
| | 色彩 | けばけばしい色彩となることを避けるために、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（YR）の色相においては彩度6以下、黄（Y）及び赤（R）の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下を基調とすること。 | | | | | |
| | | 周辺の街並みの景観と調和するよう努めること。 | | | | できるだけ落ちついた色を基調とし、周辺の街並み又は山並みの景観と調和するよう努めること。 | |
| 配置 | 使用する色数をできるだけ少なくするよう努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。又、低層部は明るく開放的な色彩とすること。 | | 使用する色数は少なくし、色彩相互の調和に十分配慮すること。 | | | | |
| | 圧迫感を軽減させるため極力道路及び隣接地から後退し、街並みの連続性にも配慮し、ゆとりをもたらず沿道空間を確保するよう努めること。 | | 道路及び隣接地からの後退幅を十分にとり、広がりのある空間と緑地帯を確保するよう努めること。 | | | | |
| 敷地の緑化 | 敷地内や敷地周辺に良好な樹木や水辺等がある場合、あるいは特徴ある景観や山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とするよう努めること。 | | | | | | |
| | 自然の地形や樹木、水辺等を活かしながら、周辺の景観に配慮するとともに、稜線を分断する等眺望に著しい支障を与えないような配慮とするよう努めること。 | | | | | | |
| | 建築物周辺の緑化を充実させ、特に接道部を重点的に緑化することにより周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努めること。 | | | | | | |
| | 生垣などにより緑化を図り、門、塀等を設ける場合は、その外側へ植栽を行うよう努めること。 | | | | | | |
| 建築物 | 形態 | 駐車場、自転車置場及び物置等を設置する場合には、周辺の植栽に努めること。 | | | | | |
| | | 「長野市緑を豊かにする条例」の基準※に適合すること。 | | | | | |
| | | 全体を統一感のある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても、景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとするよう努めること。 | | | | | |
| | | 屋上設備等は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いにより外部から見えないよう工夫すること。また、屋外階段、配管等は、形態、材料、色彩により建築物本体との調和を図るよう努めること。 | | | | | |
| | 屋根形態、壁面及び低層部分等の意匠に十分配慮して、周辺の街並みと調和するよう努めること。 | | 屋根形態、壁面等の意匠に十分配慮して、周辺の街並み又は山並みと調和するよう努めること。 | | | | 屋根は原則として勾配屋根とし、勾配は、周辺や背景の山並みとの調和に努めること。 |
| | 太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。 | | | | | | |
| 色彩 | 太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、建築物の屋上設備等の景観形成基準に倣うこと。 | | | | | | |
| | 屋根又は外壁に沿って太陽光発電パネルを設置する場合は、周囲の屋根材又は外壁材との調和に努めること。 | | | | | | |
| 高さ | 太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。 | | | | | | |
| | 高さは、周辺の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮し、著しく突出させないこと。また、高層なものについては、周辺に圧迫感を与えないように、空地や植栽を設けるよう努めること。 | | 高さは、周辺の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮すること。 | | 高さは、極力抑え、周辺の田園景観との調和に努めるとともに、背景の山並みの眺望に留意するよう努めること。 | | 高さは、周辺の樹林の高さ以下を原則とし、樹高以上とする場合には、周辺の自然景観や背景の山並みと調和するよう努めること。 |
| 善光寺周辺地区で別図一3に示す区域は、最高の高さを15メートル以下とすること。ただし、神社仏閣についてはこの限りでない。 | | | | | | | |

| 行為の種別・事項 | | 市街地 | | | | 郊外地 | 山地 |
|--|--|---|--|-----|--|-----|----|
| | | 商業・業務地 | 沿道等複合市街地 | 工業地 | 住宅地 | | |
| 工 作 物 | 電気供給・ 通信施設 | 形態 | 高さが30メートル以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。やむをえずアングルトラスタイプを使用する場合は理由書（合成写真等により完成イメージ図を添付）を提出すること。 | | | | |
| | | | 上部を小さくするなど、安定感のある印象をあたえる形態とするよう努めること。 | | | | |
| | | 色彩 | 垂鉛メッキの場合は曝露処理もしくは低光沢処理を施し、その他の場合は落ちついた色を基調とすること。 | | | | |
| | | | 周辺の幹線道路などから眺望したときに、空が背景となる場合は明度を高く、山が背景となる場合は明度を低くするよう努めること。 | | | | |
| 高さ | ——— | | | | 最高の高さを30メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。 | | |
| | 善光寺周辺地区で別図一3に示す区域は、最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止により高さが義務づけられたもの、又は市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。 | | | | | | |
| 太 陽 光 発 電 施 設 ・ そ の 他 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 施 設 等 (地 上 に 設 置 す る 場 合) | 形態 | 周囲の景観を阻害しないよう、配置等の工夫や植栽等に努めること。 | | | | | |
| | | 風力発電施設は、尾根線上、丘陵地、高台への設置は避けること。 | | | | | |
| | | 主要な眺望点などから見た場合に、尾根の稜線を阻害しないように配置上の工夫に努めること。 | | | | | |
| | | 善光寺周辺から善光寺を見た場合に、善光寺及び周辺の山岳の景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽等により修景を施すこと。 | | | | | |
| | 色彩 | 太陽光発電パネルを地上に設置する場合は、架台の高さを極力抑えるよう努めること。 | | | | | |
| | | 太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。 | | | | | |
| 配置 | パワーコンディショナーや分電盤、フェンス、引込柱等付属設備の色彩は、周囲の景観との調和に努めること。 | | | | | | |
| 開 発 行 為 土 地 の 形 質 の 変 更 | 敷地境界及び道路境界等からできるだけ後退し、必要に応じて植栽等により周囲の景観との調和に努めること。 | | | | | | |
| | 大規模な法面、擁壁を極力生じないよう、できるだけ現地形に沿った変更とし、やむを得ない場合でも、法面、擁壁の規模を抑え、緩やかな勾配とするよう努めること。 | | | | | | |
| | 法面、擁壁については、周囲の景観との調和を考慮した形態・材料とし、周辺を含めた緑化に努めること。 | | | | | | |
| | 良好な樹林、樹木、河川及び水辺等は極力保全するよう努めること。 | | | | | | |
| 土 石 類 の 採 取 鉏 物 の 掘 採 | 敷地内に駐車場と一定規模以上の緑地を確保するために、敷地の最低面積は200㎡以上とすること。ただし、市街地は周辺の土地利用状況を考慮して、150㎡以上とすることができる。 | | | | | | |
| | 採取の位置、方法を工夫するとともに、敷地内自然緑地の活用及び緑化により、周辺の道路等から見えにくくなるよう配慮すること。 | | | | | | |
| 屋 外 に お け る 再 生 資 源 の 堆 積 | 採取終了後は、「長野市緑を豊かにする条例」の基準に適合すること。 | | | | | | |
| | 積み上げにあたっては、高さを極力低くするとともに、整然と積み上げること。 周辺から見えにくくなるよう、道路等から極力離れた位置とし、併せて敷地の周辺への植栽及び塀の設置等によって遮へいに努めること。 | | | | | | |

※ 長野市緑を豊かにする条例では、敷地面積1,000㎡以上の工場や事業所を新設する場合、工場では敷地面積の10%以上を緑地とし、空地面積の10%以上は樹木を植栽する。事業所では、空地面積の10%以上は樹木を植栽すると定めています。